

図① 仮徴収税額と本徴収税額

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収	本徴収	本徴収
税額	前年10月から翌年2月に徴収した額の1/3	前年10月から翌年2月に徴収した額の1/3	前年10月から翌年2月に徴収した額の1/3	年税額から仮徴収した税額を引いた額の1/3	年税額から仮徴収した税額を引いた額の1/3	年税額から仮徴収した税額を引いた額の1/3

図② (例)年金収入のみで年税額が60,000円の方の場合(平成29年度のみ医療費控除により年税額36,000円)

年度	年税額	【現行】		【改正後】	
		仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)	仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)
平成28年度	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
平成29年度	36,000円 (医療費控除による)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
平成30年度	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
平成31年度	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【現行】一度生じた不均衡が平準化しない	【改正後】年税額が2年連続で同額の場合、平準化する
---------------------	---------------------------